

## 駐車場関係施策に関する質問への回答等

| No. | 意見・質問等   | 回答  |
|-----|--|---|
| 1   | <p>【意見・質問等】</p> <p>駐車場法施行令第7条第1項第1号イ「道路交通法第四十四条 各号に掲げる道路の部分」に関して、出入口は設けられないとの規定があります。</p> <p>ただし、駐車場法施行令第7条第2項第1号イ「交差点の側端又はそこから五メートル以内の道路の部分については、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない」との規定があります。</p> <p>上記に関しまして、以下の2点についてご教示願います。</p> <p>①道路交通法第四十四条第1項第2号にて、「交差点の側端又は道路のまがりかどから五メートル以内の部分」と記載されておりますが、この場合の「交差点の側端又はそこから五メートル以内の部分」と「まがりかどから五メートル以内」に関する違いについてご教示願います。</p> <p>②交差点とまがりかどの違いにより、処理が変わることになると思われるが、今後、道路のまがりかどから五メートル以内の部分に関しまして、駐車場法施行令第7条第2項第1号イ部分に追記するなど変更する予定などはあるか。</p> | <p>【答】</p> <p>①<br/>交差点については、「十字路、丁字路その他二以上の道路が交わる場合における当該二以上の道路（歩道と車道の区別のある道路においては、車道）の交わる部分」と道路交通法第2条第1項第5号に定義されていますが、「まがりかど」については、「道路の交差のないいわゆるL字型の道路」と考えられますが、警察庁に確認したところ、角度や外側線の線形などの定義はないとのことでした。従いまして、出入口の設置につきましては、現地状況を踏まえ、警察部局に確認することが必要であると考えます。</p> <p>②<br/>「道路のまがりかどから五メートル以内の部分」は駐車場法施行令第7条第2項の認定対象外であり、また、追加する予定もありません。</p> |
| 2   | <p>【意見・質問等】</p> <p>駐車場法施行令第7条第1項第5号にて、その出口から2.0m（特定自動二輪車専用の出口の場合は1.3m）後退した自動車車路中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右それぞれ60度以内の路外駐車場敷地内においては、「当該道路を通行する者の存在を確認できるようなこと」との規定があり、視認性の確保が求められておりますが、その際に、以下についてご教示願います。</p> <p>設置する構造物の高さを1.4m以下とすることや、メッシュフェンスなどによる視認性の確保を担保することは可能でしょうか。</p>  | <p>【答】</p> <p>当該規定は、基本的には、直視により「通行する者の存在を確認できるようにする」ことができる必要があると考えます。</p> <p>ご質問の高さの構造物や、メッシュフェンスを設置した場合も「視認性の確保」が担保されるのであれば、可能であると考えます。</p>  |
| 3   | <p>【意見・質問等】</p> <p>駐車場法施行令第7条第2項において、「国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない」とありますが、どこまで認められるのか、その範囲について、内規や運用基準等で示しているものがあれば、参考にしたいです。</p> <p>ない場合は、過去に認めた事例について、示してほしいです。</p>   | <p>【答】</p> <p>（会議において説明）</p>  |

| No. | 意見・質問等   | 回答  |
|-----|--|---|
| 4   | <p>【意見・質問等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年の駐車場法改正において、これまで禁止していた交差点内における出入口設置が可能となっていますが、認定した事例などあればご教授下さい。</li> <li>附置義務条例における交差点内における出入口設置の取扱について、他都市の状況等を把握していただけますら、ご教示願います。</li> </ul>  | <p>【答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(会議において説明)</li> <li>今後、実態について調査させていただきます。</li> </ul>                      |
| 5   | <p>【意見・質問等】</p> <p>駐車場法施行令第12条(換気装置)において、「建築物である路外駐車場には、その内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない」と規定されていますが、排煙装置についての基準はありません。排煙に関する所見につきまして、ご教示願います。</p>   | <p>【答】</p> <p>駐車場法第11条により、「建築基準法(略)その他の法令の規定がある場合においてはそれらの規定による」と規定されておりますので、建築物である路外駐車場の排煙装置については、建築基準法等の規定によることとなります。</p> |
| 6   | <p>【意見・質問等】</p> <p>駐車場の換気について、建築設計上、車路を除いた部分の面積で換気量を算定する手法もあるようですが、駐車場法施行令第12条における「内部の空気」の算定にこの考え方を適用することは可能でしょうか。</p>   | <p>【答】</p> <p>駐車場法施行令第12条における「内部の空気」の内部とは、車路も含めた建築物である路外駐車場全体の内部を指しますので、そのような質問の考え方は適用できないと考えます。</p>                        |
| 7   | <p>【意見・質問等】</p> <p>駐車場法施行令第12条による換気施設について、機械換気と自然換気の併用に関する質問が以前の担当者会議において提示され、技術基準の見直しを検討しているとのことでしたが、その後の検討経過等について御教示願います。</p>  | <p>【答】</p> <p>機械換気における能力の規定について、現在調査・検討を進めているところです。</p>   |
| 8   | <p>【意見・質問等】</p> <p>駐車場法施行令に定められている換気装置について、開口部の換気に有効な部分の面積に金網やネットなどの部分は除くと考えるべきか。</p>  | <p>【答】</p> <p>換気に支障となるものであるならば、ご質問の金網やネットなどの部分は開口面積から控除すべきものと考えます。</p>  |
| 9   | <p>【意見・質問等】</p> <p>駐車場法施行令第8条第3号ロ(車路に関する技術的基準)において、「建築物である路外駐車場の自動車の車路にあっては、屈曲部は、自動車を5メートル以上の内法半径で回転させることができる構造であること」と規定されていますが、なぜ、建築物である路外駐車場の自動車の車路に限定しているのか、ご教示願います。</p>  | <p>【答】</p> <p>建築物は土地に定着する工作物であって屋根及び柱若しくは壁を有するものであり、そのような工作物である路外駐車場において、自動車の走行において支障が生じないよう、最低限の規格を特に定めたものです。</p>          |
| 10  | <p>【意見・質問等】</p> <p>駐車場法施行令第8条第3号ハ(車路に関する技術的基準)において、「建築物である路外駐車場の自動車の車路にあっては、傾斜部の縦断勾配は、17パーセントを超えないこと」と規定されていますが、車室の設置基準がないため、車路の縦断勾配部に接続するように車室が設置されている構造の相談を受けております。安全性の観点から、駐車場法施行令第2条第5号(路上駐車場の配置及び規模の基準)において、「縦断勾配が4パーセントを超える道路に設置しないこと」とあるため、準用し、指導を行っておりますが、車室の勾配の考え方につきまして、ご教示願います。</p> | <p>【答】</p> <p>駐車場法上の規定はありませんが、自動車の保管を寄託する者が、安心できる構造であることが必要であると考えます。</p>  |

| No. | 意見・質問等   | 回答   |
|-----|--|--|
| 11  | <p>【意見・質問等】<br/>           駐車場法第2条第1項第2号において、路外駐車場の定義を「道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいう。」とありますが、「一般公共の用に供されるもの」の解釈について、お尋ねします。</p> <p>第27回全国駐車場政策担当者会議における駐車場関係施策に関する質問への回答No. 11によると、病院の駐車場において、駐車場入口で管理人等が一般の利用を排除している場合は専用駐車場と解されるとしておりますが、例えば、車道からロータリーを通過して、課金ゲートのある有料駐車場に行く場合は、課金ゲートで管理人等における排除を行えば、専用駐車場とみなされるのか、車道と接道しているロータリーの入口で排除を行えば、専用駐車場とみなされるのか、お示し願います。ロータリーは病院の私道に当たります。</p> <p>なお、駐車場法施行令第7条第1項において、自動車の出入口は、自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分と定義づけられており、ここでいう道路とは、道路交通法第2条第1項第1号に規定されている「道路法第2条第1項に規定する道路」、「道路運送法第2条第8項に規定する自動車道」、「一般交通の用に供するその他の場所」を指しますが、「一般交通の用に供するその他の場所」とは具体的にどこをイメージしているのか、定義が分かれば、お教え願います。</p> | <p>【答】<br/>           一般の利用者を排除している場所が、ご質問の課金ゲート又はロータリーの入口に関わらず、厳密に当該建物の利用者のみ利用に限定されている場合は、専用駐車場とみなされます。</p> <p>「一般交通の用に供するその他の場所」とは、不特定多数の人や車が自由に通行できる状態にありかつ現実に通行に使用されている場所をいい、例えば住宅街の私道などがあります。</p>   |
| 12  | <p>【意見・質問等】<br/>           駐車場法では、料金を徴収しない自動車の駐車場の用に供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場について、同法第11条の規定による技術的基準等の適合が求められています。</p> <p>しかし、当該路外駐車場は、同法第12条の規定による届出を要しないほか、技術的基準に適合していない場合でも、同法第18条の立入検査や第19条の是正命令ができないことから、技術的基準の適合を担保する仕組みがない状況です。</p> <p>このような状況でも他法令の手続きにより、当該路外駐車場の計画を把握した場合、技術的基準に適合するよう指導していますが、適合しない計画のまま他法令の手続きが完了してしまう事態や一般公共の用に供されない専用駐車場としての運用により、技術的基準に適合しない駐車場が整備される事態が生じる恐れがあります。（例として、大規模な店舗の自動車の駐車場の用に供する部分の面積が6,000㎡以上となる駐車場で、出入口の分離等の基準に適合しないものなども出てきています。）</p> <p>このような路外駐車場について、技術的基準の適合性の担保をどのように行うべきか、御教示をお願いいたします。</p>  | <p>【答】<br/>           ご質問のような状況が確認された場合、法的な拘束力や指導力はありませんが、路外駐車場が設置されている区域の都道府県知事等から駐車場事業者・管理者に対して、駐車場法第11条に基づく技術的基準の情報提供を行うことも一つの方法であると考えます。</p> <p>また、都市再生特別措置法における駐車場法の特例制度により、駐車場配置適正化区域における路外駐車場配置等基準の制度を導入することで、特定路外駐車場の設置の際に市町村長への届出を義務づけることも可能です。</p> |
| 13  | <p>【意見・質問等】<br/>           一般の公共の用に供されていない駐車場と判断する上で、専用駐車場として適切な管理運営を行うための「管理計画書」等を提出させた事例がありましたら、その内容等についてご教示願います。</p>  | <p>【答】<br/>           一般の公共の用に供されていない駐車場と判断するために、ご質問の「管理計画書」等を提出させた事例は把握しておりません。</p>   |

| No. | 意見・質問等  | 回答   |
|-----|---|--|
| 14  | <p>【意見・質問等】<br/>路外駐車場の設置届出がされ、駐車場が完成した際に、施行令に定められている構造及び設備の基準に適合しているか必ずしも現場確認する必要があるか。</p>  | <p>【答】<br/>都道府県知事等は、路外駐車場管理者に対して、駐車場法第18条により立入検査等を行うことができ、同法第19条により是正命令をすることができるなど、監督権を有しており、駐車場利用者の安全確保の観点から、完成時に駐車場法施行令第11条の基準に適合しているかの確認を行うことは望ましいことであると考えます。</p>                     |
| 15  | <p>【意見・質問等】<br/>駐車場法第11条で規定されている構造及び設備の基準については、第12条の届出に該当しない駐車場においても適用される場合（自動車の駐車のために供する面積が500㎡以上で駐車料金を徴収しない路外駐車場）があり、その駐車場に対しては立入検査、是正命令及び罰則の規定がありません。<br/>つきましては、罰則等の規定がない路外駐車場において、法第11条で規定されている基準に適合していない状況が確認された場合、誰（国、県及び市町村）がどのような指導をするべきか明確にしてください。<br/>また、他の地方公共団体も含め、法第11条の基準に適合していない旨を設置者に通知している事例等があればご教示ください（誰が通知を行うべきであるかの考えについてもご教示ください）。</p> | <p>【答】<br/>ご質問の状況が確認された場合、法的な拘束力や指導力はありませんが、路外駐車場が設置されている区域の都道府県知事等から駐車場事業者・管理者に対して、同法第11条に基づく技術的基準の情報提供を行うことも一つの方法であると考えます。<br/>通知については、駐車場法に規定されたものではありませんので、その事例等について特に把握はしていません。</p> |
| 16  | <p>【意見・質問等】<br/>近年、建物に附置された駐車場において、買物レシート提示で駐車料金無料化など施設を利用しなくても一般利用ができる駐車場が増えています。このような駐車場の利用者は大半が施設利用者ではありますが、一般公共の用に供されるものとして、500㎡以上であれば届出が必要となるのでしょうか。</p>   | <p>【答】<br/>駐車場法第2条第2号に規定する「路外駐車場」の「一般公共の用に供されるもの」とは、不特定多数の者の直接の利用に供することを目的として設置されたものと解されており、ご質問の駐車場が、一般公共の用に供されている実態があり、駐車料金を徴収するものであれば、届出は必要となります。</p>                                  |
| 17  | <p>【意見・質問等】<br/>立地適正化計画における集約駐車施設の位置、規模に関する事項は規則で定めるとあるが、個別に駐車施設を定めるのか。または集約施設としての条件を規則に定めるということか。</p>  | <p>【答】<br/>個別に駐車施設を定めることとなります。</p>   |
| 18  | <p>【意見・質問等】<br/>都心部における集約駐車施設を考えるとほとんどが既存の民間駐車場を位置づけるようになると思うが、集約駐車施設への位置づけは事業者からすると任意であり、一定の駐車場運営を担保されるため、市の計画どおりに確保できないことも考えられる。集約駐車施設として位置づけられるメリットはあるのか。</p>  | <p>【答】<br/>駐車施設の集約化が適切に運用された際には、一定量の利用が継続的に確保されるといったことが考えられます。</p>   |

| No. | 意見・質問等   | 回答   |
|-----|--|--|
| 19  | <p>【意見・質問等】<br/>立地適正化計画において定める集約駐車施設について、「公的主体が附置義務の受け皿として先行的に整備することも考えられる」（技術的助言より）とありますが、この場合の支援制度等は考えられるか、ご教示願いたい。</p>  | <p>【答】<br/>都市・地域交通戦略推進事業、都市再生整備計画事業、道路（街路）事業の対象となる駐車施設であれば補助対象となります。</p>                               |
| 20  | <p>【意見・質問等】<br/>●●市においては、平成9年に駐車場整備計画を策定し、駐車場の量的整備が着実に進展するなか、今後においては、適正な配置、まちなか回遊性の向上など、まちづくりの観点での駐車場政策の担う役割が大きくなってきているところ。<br/>そのようななか、交通環境の向上を基本としながら、「まちなか」の回遊性の向上を図るべく、車両の誘導策を検討しております。<br/>誘導手段として掲示板案内システムなどのハード整備やWEB等を活用したソフトでの対策が考えられ、逼迫する財政事情を鑑みれば、まずはソフトでの対策を優先検討することとしております。<br/>つきましては、官及び官民共同で整備したWEB等を利用した駐車場案内システムについて自治体における構築実績、及び補助メニューがございましたら、ご教示をお願いします。</p> | <p>【答】<br/>案件ごとに状況も異なると思われるので、個別にご相談いただきますようお願いいたします。<br/>また、都市・地域交通戦略推進事業等の対象となるものであれば、補助対象となります。</p> |
| 21  | <p>【意見・質問等】<br/>●●市では、都心部への自動車流入抑制を目的として、パークアンドライドの社会実験を1日限定で予定しておりますが、面積500㎡以上の駐車場において、有料駐車場として料金徴収する場合、届出駐車場として取り扱い、駐車場法に基づく届出を行う必要があるか。</p>   | <p>【答】<br/>ご質問の駐車場が、一般公共の用に供し、駐車料金を徴収する場合は、1日限定であっても駐車場法に基づく届出が必要です。</p>                               |
| 22  | <p>【意見・質問等】<br/>パークアンドライド施策の推進を図るため、●●市においては、駅周辺店舗の空き駐車場を利用したパークアンドライドを実施しているが、経産省の指針において、大店法の届出台数の内数に含まれる駐車ますについては、パークアンドライド用に利用することはできないものとされている。<br/>店舗事業者に協力を依頼しても、大店法の届出台数を超えて駐車ますを設置することはコスト的に厳しいとのことで、5年以上、実施店舗数を増やすことができていない。（現在3店舗で実施中）<br/>このような状況を踏まえ、パークアンドライド施策の推進のため、例えば、平日日中の余剰駐車ますについては利用を認める等、柔軟な対応をしていただけるよう、国交省から経産省へ働きかけていただきたい。</p>                           | <p>【答】<br/>案件ごとに状況も異なると思われるので、個別にご相談いただきますようお願いいたします。</p>  |

| No. | 意見・質問等  | 回答   |
|-----|---|--|
| 23  | <p>【意見・質問等】</p> <p>●●市において、大規模な施設（ホール等）に付属する機械式の附置義務駐車場の老朽化に伴い、自走式の駐車場へ建替を検討しておりますが、駐車場を解体し、新たに自走式の駐車場を建設するまでの間、ホールを運営しているにもかかわらず、附置義務の駐車場（146台分）が確保できない状況が想定されます。しかしながら、このようなケースに対応する条項が●●市にはないため、対応に苦慮しております。</p> <p>つきましては、新たな駐車場が完成するまでの間、代替の附置義務駐車場（146台）を必ず確保する必要があるのか（確保する場合、膨大な費用が必要）、また、物理的に附置義務の台数を確保できない場合の対応についてご教示願います。</p> <p>※今後、民間の大規模集客施設等についても同様の事例が出てくる可能性があり、方向性を確認したい。</p> | <p>【答】</p> <p>附置義務駐車場の建替時における附置義務台数の取扱いについては、各市の駐車施設の整備状況に応じ、条例又は規則において適切に定めておく必要があると考えます。</p>   |
| 24  | <p>【意見・質問等】</p> <p>今年度、駐車場に関する調査として「駐車施設の附置義務に関する調査」が実施されました。●●市でも条例改正を検討していることから、他都市状況について把握したいので、取りまとめ結果について提供していただけないでしょうか。</p>  | <p>【答】</p> <p>（会議において説明）</p>   |
| 25  | <p>【意見・質問等】</p> <p>「標準駐車場条例」に記載されている「駐車用の用に供する部分の規模」の根拠（資料等）をご教授いただきたい。</p>   | <p>【答】</p> <p>「建築設計資料集成5」（日本建築学会編）を参考に、駐車施設の利用の大半を占める小型車に対応した基準として、平成2年の標準駐車場条例の改正により、幅2.3m以上・奥行5m以上とし、附置しなければならない台数の30%以上については、従前通り、幅2.5m以上・奥行6m以上（そのうち、1台以上は、車いす利用者用として、幅3.5m以上・長さ6m以上）としています。</p> |
| 26  | <p>【意見・質問等】</p> <p>特定路外駐車場の設置届出について、建築物及び建築物に付属する駐車場を除くというのは、建築基準法において車いす使用者駐車施設を設置することが想定されているからか。車いす使用者駐車施設が設置されないというケースは考えられるか。</p>  | <p>【答】</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）により、特別特定建築物の建築主等には基準適合義務が、特定建築物の建築主等には努力義務が規定されています。</p>  |

| No. | 意見・質問等  | 回答   |
|-----|---|--|
| 27  | <p>【意見・質問等】</p> <p>●●市では、平成23年4月から公営駐車場において指定管理者制度を導入し、24時間営業化や交通ICカードの料金割引サービスなど、利用者ニーズに対応した質の高いサービスの提供に努めています。</p> <p>そのような中で、長期滞留車両への対応が問題となっています。長期滞留車両を放置することは、駐車場の収入に影響するだけでなく、放置することにより利用者が安心して利用できる環境（治安面）ではなくなることから、早急な対応が重要であり、当該車両の移動・出庫手続き、ルール化について検討していく必要があると考えています（どこまでを指定管理者の責務で対応を依頼し、どこからが施設所有者としての責務で対応すべきかなど）。</p> <p>つきましては、指定管理者制度を導入されている駐車場において、長期滞留車両の移動・出庫手続き、ルール化を検討している、又は実施している事例がございましたら、ご教示ください。</p> | <p>【答】</p> <p>今後、実態について調査させていただきます。</p>  |
| 28  | <p>【意見・質問等】</p> <p>昨今、路外駐車場において、管理規程の内容が的確に広報されていないために利用者と管理者の間でトラブルが生じるケースが見受けられます。</p> <p>供用時間と料金について駐車場法施行令第17条により明示義務が規定されているところですが、その他の管理規程における項目については、国土交通省による平成17年1月26日付け「駐車場管理規程例の策定について」において、「管理規程が有効となる前提条件として、駐車場利用者が容易に認識できるよう管理規程を明示しておくこと」と明文化されていますが、駐車場法上での規定はないのが現状です。</p> <p>つきましては、①トラブルの防止、②利用者が安心して路外駐車場を利用できる環境の整備、③トラブルの際の責任の所在を明らかにすることを目的とし、管理規程の明示義務を駐車場法で規定することはできないものかお伺いします。</p>                       | <p>【答】</p> <p>管理規程の明示の義務づけは、現在のところ、駐車場法での規定は考えておりませんが、管理規定が契約条項として有効となるためには、利用者が容易に管理規定の内容を認識できるよう、駐車場内に掲示するなどして明示しておく必要があります。</p> |

| No. | 意見・質問等  | 回答  |
|-----|---|---|
| 29  | <p>【意見・質問等】</p> <p>●●市では、安全に安心して駐車場施設を利用してもらうために、施設を予防保全的に修繕していくことが大切だと考えていますが、修繕の実施区分など指定管理者との調整に時間を要しているのが実情です。</p> <p>●●市駐車場施設の修繕の実施区分は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場の根幹施設で、かつ分割施工することが適当でない1件100万円を超える修繕は、●●市</li> <li>・その他、指定管理者の提案のあったものは、指定管理者と基本協定書で決めています。</li> </ul> <p>適切な維持修繕に向けては、施設点検も実施している指定管理者に実施してもらうことで、効率的でよりスピーディーな対応が可能と考えておりますが、そのように運用を実施する際でも、修繕後の根幹施設の帰属など課題もあります。</p> <p>つきましては、指定管理者制度を導入している自治体において、日常的な維持・修繕や大規模修繕について指定管理者との役割分担をどのようにされているか、ご教示ください。</p> | <p>【答】</p> <p>案件ごとに状況も異なると思われるので、個別にご相談いただきますようお願いいたします。</p>  |
| 30  | <p>【意見・質問等】</p> <p>路外駐車場の駐車料金について、届出箇所周辺にある路外駐車場の料金との比較により、逸脱した金額となっていないかを簡易的に確認することは可能かもしれませんが、駐車場法施行令第16条の規定に基づく適正な価格をどのように捉えればいいのか、具体的な手法等を御教示願います。</p>  | <p>【答】</p> <p>駐車料金の額の基準については、駐車場法施行令第16条第1号から第3号により規定されることです。</p> <p>ご質問の記載のとおり、周辺の路外駐車場の駐車料金と比較し、極めて高額な料金の設定となっていないこと（第3号）のほかに、効率的かつ合理的な駐車場の建設及び運営管理の下で発生する建設費及び維持管理費より構成される適正な原価を補うものであること（第1号）、例えば、周辺の商店街の買物客に対してのみ低額の料金を設定するなど、特定の者に対して不当に差別するような料金の額でないこと（第2号）が同条各号の規定の趣旨となっております。</p> |
| 31  | <p>【意見・質問等】</p> <p>自動二輪車の駐車場をより拡大する施策として、整備補助の拡大等の整備促進策についてどのように考えているか。</p>   | <p>【答】</p> <p>自動二輪車の駐車場整備に関しましても、都市・地域交通戦略推進事業、都市再生整備計画事業、道路（街路）事業等による補助制度があります。</p>  |